

別記

審議概要

1 公開案件の審議

(1) 議案第1号 教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則の 制定について

ア 説明員 伊賀教職員局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【伊賀教職員局長】

資料1ページを御覧ください。「1 趣旨」ですが、この度の改正は、昨年6月に公布された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が今年1日から施行されたことに伴い、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する文部科学省令が併せて施行されたことから、北海道教育委員会公報への告示に関する規定の整備その他所要の改正を行おうとするものです。

「2 内容」です。まず、(1)ですが、児童生徒性暴力等により職員を懲戒免職処分又は解雇とし、教育職員免許状の取上げを行った場合に、懲戒免職処分又は解雇を行った理由の主な類型について、官報への公告及び北海道教育委員会公報への告示を行うこととしていますが、その理由の付記を必要とする職に実習助手と寄宿舎指導員を追加しようとするものです。

次に、(2)ですが、教育職員等の懲戒免職処分等の理由の類型のうち「18歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント」の文言を「児童生徒性暴力等」に改めようとするものです。

(3)は、道教委が教員免許状を授与したときに作成し、保存している教育職員免許状授与原簿に、児童生徒性暴力等を行った者を「特定免許状失効者等」とし、その該当の有無を原簿に記載しようとするものです。

次に「3 施行期日等」ですが、(1)のとおり、本年4月1日から

適用することとし、(2)のとおり、この教育委員会規則の適用の日前である本年3月31日以前に免許状が失効した者又は取上げの処分を受けた者については、適用をしないこととしたいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

児童生徒性暴力等を起こしたことが理由で失効した場合は、採用しないという方向性で考えているということで間違いありませんか。

【伊賀教職員局長】

基本的には採用しない方向性ですが、研修等を行うなどして、しっかり更生できた者については、再度、免許状を授与する余地を残しておくということです。ただ、当然、審査は、しっかりと行わなければならないと考えています。

【渡辺委員】

審査というのは、どこで行われるものなのですか。

【伊賀教職員局長】

審査に当たっては、再授与審査会というものを設置することになります。メンバーは、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者とされており、具体的には、医療・心理、福祉、法律の専門家等の4分野が示されていますので、このような方に再授与審査会で御意見をいただき、判断することになります。

【渡辺委員】

審査会のメンバーは、これから決まるということですか。

【伊賀教職員局長】

メンバーは、これから決めたいと思っています。

【大鐘委員】

今回、免許状取上げの告示の対象として実習助手と寄宿舎指導員を加えたということですが、これで、取上げに関する対象者は全て網羅されたという理解で良いでしょうか。

【伊賀教職員局長】

はい。

【大鐘委員】

一つ確認ですが、教諭については、取上げの対象ではないという理解で良かったでしょうか。

【伊賀教職員局長】

教諭の場合は、取上げではなく、自動的に失効することになっています。

【橋場委員】

講師という肩書きの方をよく耳にしますが、講師の方は、教員免許状を持っているのでしょうか。

【伊賀教職員局長】

講師は、教員免許状を持っています。常勤の者と非常勤の者がおり、教師の代わりに授業を行っていただいています。

【橋場委員】

講師も、理由付記の対象に含まれるということですね。

【山下教職員課長】

教員免許状を持っていなければ講師になれませんので、対象となります。

【橋場委員】

今回の改正ですが、懲戒免職処分等の理由の類型に関しては、新しい法律ができたことに伴って定義の仕方を変えるだけで、特に内容に変化はないということであり、むしろ、どのような人が理由付記の対象となるのかということ、また、原簿に新たに理由を記載するようになること、この2つに主眼があって、その他は形式的な変更という理解で良いでしょうか。

【伊賀教職員局長】

そのとおりです。

【川端委員】

一つ確認です。これまでは、失効や取上げから3年経った後に、他県

で免許の申請をすると再授与される可能性がありましたが、今回の法改正により、再授与審査会を通らなければ再授与が受けられなくなることに加え、免許を失ったときには、その理由も公表されているので、教育に関わる者として、やり直そうとするときには、幅広くしっかりとチェックできるようになるということが良いでしょうか。

【伊賀教職員局長】

はい。

【橋場委員】

日本の戸籍制度では、名前を変えるのは、なかなか難しいのですが、氏の方は、婚姻若しくは養子縁組等によって変わっていく可能性があります。そうした場合、過去に非違行為があったということを、どのように捕捉するのでしょうか。

【伊賀教職員局長】

その点は課題となっています。今は、国で全国の免許管理システムを持っているのですが、そのシステム内で、氏が変わった場合にも漏れなく把握できるような方法を検討しているという状況です。

【橋場委員】

マイナンバーを使うなどの方法でしょうか。

【伊賀教職員局長】

具体的な方法については、承知していません。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 議案第2号 令和5年度(2023年度)国の文教施策及び予算に関する要望
・提案について

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

道教委では、例年、翌年度の政府予算の編成や施策展開に道としての提案・要望を取り入れていただくよう、要請活動を行っていますが、今年度も5月中に要請を行う予定としており、その内容を示すものが、この資料となります。

まず、目次を御覧ください。重点要望事項として8項目、一般要望事項として21項目の合わせて29項目の要望としています。本日は、重点要望事項のうち、主に昨年度の要望内容から修正等を加えた点について、説明します。

まず、1ページの「学校における感染症対策の充実」です。大枠としては、昨年度要望と大きく変わっていませんが、「修学旅行におけるキャンセル料やバス増便等に係る財政措置」の中で、これまでコロナ交付金等を財源として措置してきた、移動中の密回避のためのバス増便等に係る経費については、引き続き安定的に実施できるよう、新たに盛り込んだ部分となります。

続いて、3ページです。「令和の日本型学校教育」の構築に向けた学校教育施策の充実」ですが、ここでは「学習者用デジタル教科書の導入に向けた取組の推進」の3行目で「全国的な検証結果を踏まえた取組を進めること」と要望しています。この部分では、昨年度は、「今後の在り方を検討すること」としていたところですが、デジタル教科書導入の進捗状況に合わせて、要望内容を更新することとしました。

また、「子どもたちの多様化に対応するための支援」ですが、これは新たに項目立てしたものです。元々、中教審答申「令和の日本型学校教育」で示されている多様化する子供たちへの適切な対応に関し、これまでの要望書では、各項目ごとに盛り込んでいましたが、多様化する子供

への対応を喫緊の課題として捉え、より緊急・重要なものとして、要望の上位に位置付けたものです。

次に、5ページの「学力・体力の向上に向けた施策の充実」では、「学力調査の分析や学力向上施策に対する財政措置等の充実」の中で、2行目以降の「学力調査結果などの教育データを学力向上施策に活用するための分析や授業改善などに必要な経費」を新たに追加したものです。現状では、「全国学力・学習状況調査を活用した検証改善サイクルの確立」として、道単独事業として行っている分析業務について、小学校から高校までの学力の実態把握や分析を一体的に実施し、それを踏まえた一貫した授業改善を行うなどの学力施策をより一層推進するため、財政措置や人的支援の充実を要望することとしたものです。

また、「学校と地域の協働体制構築に係る財政措置」では、2行目の後段に、「学校と地域の関係機関とのコーディネート機能を担う組織及び人材を配置するための財政措置」を新たに盛り込みました。

次に、9ページを御覧ください。「教育の情報化を推進する施策の強化」では、「授業目的公衆送信補償金の国庫補助制度の創設等」の3行目以降で、「オンライン学習における家庭の通信費の負担軽減」を要望しています。ここは、昨年度は、コロナによる臨時休業を想定し、「緊急時の家庭でのオンライン学習」としていたところですが、ウィズコロナの観点から、緊急時に限らず、どのような場合であっても、オンラインの体制を実現できるよう要望内容を見直したものです。

次に、13ページの「学校施設の耐震化等の整備促進」では、「公立学校施設整備事業の充実」の中で、ゼロカーボン社会の実現に向けた学校施設の対策として、新たに「ZEB化」、「再生可能エネルギー設備や空調設備の整備」といった内容を追加しています。

続いて、15ページの「学校における働き方改革の推進」では、「外部人材を活用するための事業の充実」の中で、2行目以降に「教員業務支援員について、教頭を支援する業務の追加及び高等学校への配置拡充」を追加しています。これは、現行の国の要綱では、教員業務支援員の業務として、教頭の業務や高校への配置が補助対象外となっていることを

踏まえ、これらを措置することができるよう、新たに要望することとしたものです。

なお、一般要望事項の21項目については、別途、御覧いただきたいと思えます。

今後、コロナの感染状況にも左右されますが、道議会文教委員会と合同で、可能な限り、文部科学省や国会議員等を訪問し、道教委の要望を伝えていきたいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

1 ページの「室温管理に対する財政措置の充実」についてですが、今、日常生活の中でも、コロナ関係のほか、ウクライナ問題などもあり、灯油など、様々な物が少しずつ値上がりしています。本道に関しては、この寒い冬、マイナス20度近くになる中でも、換気のため窓を開けなければならず、極端に言うと、暖房を炊かなければ、スキーウェアを着て授業を受けなければならないような状況だろうと思えます。北海道は、雪が降る他の都道府県よりも広範囲の学校をカバーしているので、恐らく、国が考えている以上に経費が上乘せになっていくのではないかと思います。この項目での要望以外にも、何か対策をしていることがあれば、教えてください。

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

燃油対策については、既に、4月に道の緊急要望として国に要望していますが、とりわけ、学校における燃油対策は非常に重要であり、国としても、燃油を含む物価高対策として措置すると聞いています。

今後、道としての緊急要望の中に、学校における暖房の負担軽減のための灯油・燃油対策ということについても、明記できるかどうかを検討していきたいと思えます。

【川端委員】

まだ高騰は続くと思えますので、よろしく願います。

【大鐘委員】

1点目は要望です。重点要望に関して、先ほどの説明にもありました5ページの「学校と地域の関係機関とのコーディネート機能を担う組織及び人材を配置するための財政措置」ですが、高校の魅力化・特色化において、地域コーディネーターが欠かせない存在となっています。全国的な状況から見ると、他にも部活動支援員やICT支援員など様々な方がいらっしゃると思いますが、まずは、地域コーディネーターについて、財政措置を講じていただけるよう強く要望していただければと思います。

2点目は質問で、26ページにある一般要望「教員研修の充実」で、一番下に「研修受講履歴の記録、管理等による受講奨励の充実」の中に、「全国統一のシステムを導入すること」と記載されています。今般の教育公務員特例法や教育職員免許法の改正により、教員免許更新制が廃止され、今後、都道府県教委ごとの判断で研修内容を決めていくという流れにある中で、「統一のシステムを導入すること」という要望をするというのは、それを乗り越えて、統一した判断を示してほしいということを含んでいると理解して良いでしょうか。

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

例えば、31ページに記載の免許管理システムなどは、国でシステムを作っているのですが、委員御指摘のように、研修受講履歴のシステムについて、国としては、都道府県ごとに整備してほしいと考えているかと思えます。ただ、都道府県としては、都道府県単体でシステムを整備することは経費面で問題がありますし、システムが都道府県によって異なることによって、システムの質の保証などの面からも影響が出てくると考えています。そうした意味から、やはり国でシステムを構築していただいて、それを各都道府県が共通のシステムとして導入していくという方が、より望ましいですし、合理的であろうと考えています。経費的な面、そして、システムの質の保証の面から、国として取組を考えていただきたいという趣旨で記載しています。

【大鐘委員】

教員免許更新制の発展的解消として要望するのであれば、適切だと感じます。国としては、ガイドラインを都道府県に示すということ聞いていますので、必要な対応について、よろしくお願いします。

【倉本教育長】

これは、研修の内容などを登録するデータベースのシステムですが、システムという器については、ばらばらに作るよりも統一した方が良いでしょうし、また、整備費用を各々が負担するというのも、なかなか大変なことなので、管理するデータベースを国で整備していただきたいという趣旨です。研修の中身については、各々の都道府県で検討ということかと思えます。

【青山委員】

17ページの「幼児教育の推進体制の充実」ですが、小学校との連携を進めていくということについては、国への要望に入れないのでしょうか。

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

本来、ここにも書くべきだったのかもしれませんが、北海道の場合、幼小連携・接続については、国の事業を受託して実施してきているという経過があり、今年度についても、幼児教育スタートプランを申請しています。これまで、現に実施できているというところがありますので、要望はしていませんが、継続していくためにも、今後、要望の中に盛り込んでいけるかどうかを検討したいと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。